

TAX NEWS

—消費税改正—

周知の通り、今年の10月1日以降の取引には10%の消費税率が適用される予定です。統計偽装問題などもあり、再々延期の可能性はあるものの、事業者としては改正への対応準備をせざるをえない状況かと思えます。

今回の消費税改正においては、税率の変更とそれに伴う軽減税率がクローズアップされていますが、それ以外にも事業者にとって大きな影響が出る改正が含まれています。

それは『適格請求書等保存方式』と呼ばれるもので、一定の要件を満たした記載がされていない請求書等では、実際に消費税を支払っても、仕入税額控除ができない（消費税の納税額が増える）というものです。これは、軽減税率の対象となる食料品等を取り扱う事業者だけでなく、すべての事業者に求められるものですので、注意が必要です。

一定の要件を満たすためには、従来の記載内容に加えて以下の記載が必要とされています。

①軽減税率適用品目に該当する旨 ②税率ごとに区分して合計した対価の額（税込）

③登録番号

まずは、上記の要件を満たす記載内容に請求書等を改訂する必要があります。もし、これらの記載要件を満たさなければ、支払う側（お客様、取引先）がその請求に対する消費税を控除できなくなり、不利益を被ることになります。

記載内容を整備すると同時に、もう一つ大事なポイントがあります。それは、記載要件とされている登録番号は、消費税の課税事業者にしか発行されないという点です。言い換えれば、消費税の免税事業者への支払いには、仕入税額控除の対象とされなくなることを意味します。

免税事業者とは、消費税のかかる売上が年間1,000万円未満の事業者で、消費税納税義務が免除されています。

この改正により、支払う側に見れば、課税事業者を支払った消費税は控除できるが、免税事業者を支払った消費税は控除できないということになりますので、免税事業者との取引は敬遠される可能性が高くなります。現状で、「取引先が課税事業者かどうか?」「記載要件はクリアできる見込みか?」を今から確認しておく必要があります。

この『適格請求書等保存方式』の適用は平成35年10月1日以降の取引まで猶予されていますが、その前段階として、今年の10月1日以降の取引には、『区分記載請求書保存方式』が適用される予定です。

区分記載請求書等保存方式で求められる記載内容は、従来の記載内容に加え以下の記載が必要とされています。

①軽減税率適用品目に該当する旨 ②税率ごとに区分して合計した対価の額（税込）

軽減税率が適用される食料品等の取り扱いのない事業者であっても、請求書等に税率ごとに区分した合計の対価の額（税込）が記載されていない場合は、支払う側で仕入税額控除ができないこととなります。

支払う側（お客様、取引先）が不利益を被らないよう、記載要件を満たした請求書に様式を変更しておく必要があります。

万が一、記載漏れがあった場合は、支払う側が“事実に基づいて追記”することにより仕入税額控除は認められることになっていますが、修正は認められませんので、この点にも注意が必要です。

日本商工会議所の下記URLで表示される冊子のP17～P20に、各種請求書の記載方法等についてわかりやすく解説されていますので、ご参考にしてみてください。

https://www.jccci.or.jp/chusho/2018c-tax_sasshil.pdf

（文責 藤村 祐司）